

生活指導・安全指導

第6号

令和8年7月10日
調布市立第六中学校
生活指導部

「生命の安全教育」と性被害の未然防止に向けて

1 生命(いのち)の安全教育とは？

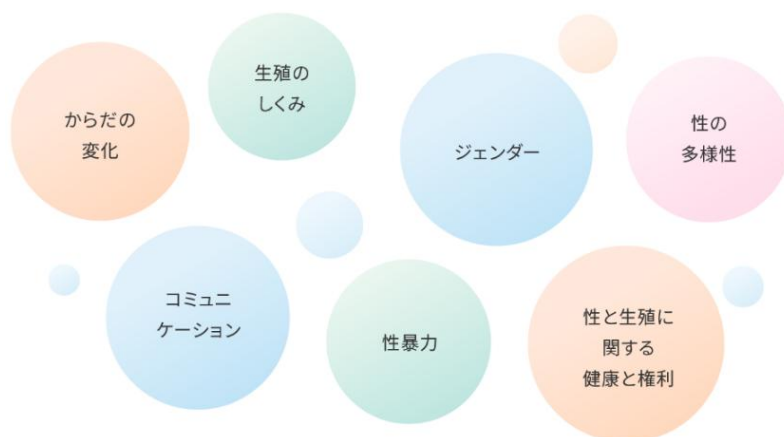
「生命の安全教育」は、文部科学省が推進する、子どもたちが性暴力の「加害者」「被害者」「傍観者」にならないようにするための教育です。生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付け、性犯罪・性暴力の根絶に向けて、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないことを目指します。

2 中学生として学ぶことは？

危険から身を守るための具体的な行動や、困ったときに大人に相談する方法を学びます。
また、心と体の適切な距離感、デートDV、SNSに潜む危険、セクシャルハラスメント、ジェンダー(社会的性差)など、より実践的で対人関係に関わる内容を学びます。

3 六中では、どう取り組んでいる？

六中では、キャリア教育の土台として、「人権尊重の精神」のもと、「コロカラBOOK」を活用した包括的性教育を実施しています。からだの変化や生殖のしくみのみならず、からだの権利・ジェンダー・性の多様性・コミュニケーション・性暴力など、幅広い分野について3年間かけて学んでいきます。

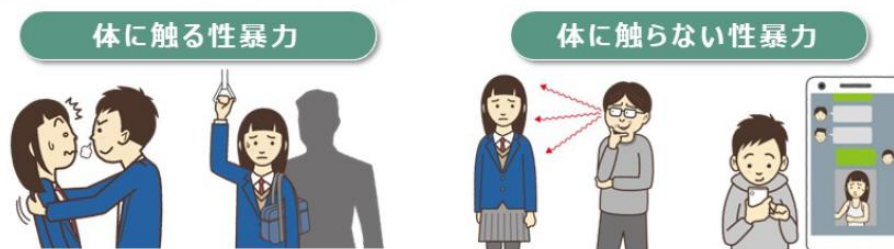


さらに、それらの知識に基づいてよりよい選択をしたり、自他ともに尊重される関係性を築いたりするための態度やスキルの獲得を通して、学習者のウェルビーイングの実現を目指しています。

4 性暴力とは？

性暴力とは、本人が望まない性的な行為のことです。相手が恋人や家族、顔見知りだったとしても、本人が望まない性的な行為は、すべて性暴力です。

- 相手がいやがっているのに、性的な言葉を言ったり、体を触ったり、見せつけたりするなど、性的な言葉や行動で人を傷つけることは性暴力です。
- 体に触る暴力だけが性暴力ではありません。
- 性別にかかわらず被害にあいます。



- 悪いのは加害者です。
- 被害にあった人は悪くありません。
- どんな理由があっても性暴力は決して許されません。

5 性被害が起きないようにするためには？

大切な子どもたちを性暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもしないためには、自分も相手も大切にし、よりよい人間関係を築いていくことが大切です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

自分を
大切にする

相手を
大切にする

暴力を
ゆるさない

SNS等を通じた被害を例にすると・・・

自分の下着姿や裸の写真を
撮ったり、送ったりしない

相手の下着姿や裸の写真を
送らせたり、SNSに投稿したりしない

誰かの性的な写真が送られてきたら、
そのままにしないで
信頼できる人に相談しましょう



6 性被害を未然に防ぐために大人ができることは？

こどもを性暴力の被害から未然に守ることも身近な大人の役割です。いざという時に子どもが性暴力から自分の身を守るように、また、性暴力の加害者となることがないように、家庭でも次のことを伝えるようにしてください。

- 水着で隠れる部分（プライベートゾーン）は見せない・触らせないこと。
- 相手のプライベートゾーンを見ない、触らないこと。
- イヤな触られ方をされそうなときは、「イヤだ」、「やめて」と言ってもいいこと。
- イヤなことをされたら、すぐに大人に相談すること。
- 自分は大切に扱われる存在で、相手も自分と同じように大切に扱われるべき存在であること。

性暴力の被害に遭った子どもは、そのことを親や家族、身近な大人に知られることを恐れ、誰にも相談できずに、被害に遭い続けてしまう場合があります。身近な人に知られることなく、専門家に相談できる窓口があることを、日頃から伝えておくことも大切です。

7 性暴力の被害に遭ったらどうする？

子どもが受けた性暴力被害は、大人が早期に気づくことが重要です。日頃から家庭内でコミュニケーションをとることで、被害の早期発見・適切な相談につなげていくことが大切です。もしも子どもから被害の相談を受けた場合はこちらにご相談ください。

(1) 警察相談電話（ハートさん） **#8103** で、最寄りの警察の窓口につながります。

(2)の HP

(2) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター **全国共通番号#8891**

※産婦人科医療（証拠採取・緊急避妊薬の処方等）やカウンセリング、法律相談等の専門機関とも連携しています。

(3) 子どもの SOS の相談窓口 **0120-0-78310（通話料無料）**

